農地集積・集約化対策整備費補助金
都道府県農業会議会議員手当等負担金
農業委員会交付金
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
農業競争力強化基盤整備事業費補助
環境保全型農業生産対策事業費補助金（地区推進事業に係るものに限る。）
環境保全型農業直接支援対策交付金
農山漁村六次産業化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　輸出に取り組む事業者向け対策事業に係るもの（地域規模団体に係るものに限る。）
二　農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業に係るもの（農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に係るものに限る。）
三　小水力等再生可能エネルギー導入推進事業に係るもの（小水力等発電導入技術力向上中央研修事業及び省エネ型集落排水施設実証事業に係るものを除く。）
四　地域バイオマス産業化支援事業に係るもの（地域段階に係るものに限る。）
五　食品ロス削減等総合対策事業に係るもの（フードバンク活動等の推進事業、メタン化による新たな食品リサイクルループ構築事業及びメタン化による新たな食品リサイクルループ準備事業に係るものに限る。）
農山漁村六次産業化対策整備費補助金（地域バイオマス産業化整備事業に係るものに限る。）
農山漁村六次産業化対策推進交付金
農山漁村六次産業化対策整備交付金
都市農村交流等対策推進交付金
都市農村交流等対策整備交付金
農村集落活性化支援事業費補助金
中山間地域等直接支払交付金
農村地域資源等保全推進交付金
農村地域資源等保全整備交付金
多面的機能支払交付金
農山漁村活性化対策整備交付金
農山漁村活性化対策推進交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業に係るものを除く。）
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金
農業用施設災害復旧事業費補助
農地災害復旧事業費補助
海岸保全施設等災害復旧事業費補助
農業用施設等災害関連事業費補助
森林整備・保全地方公共団体事業費補助金
森林資源地方公共団体管理費補助金
保安林整備事業費等補助金
森林病害虫等防除事業費補助金
森林・山村多面的機能発揮対策交付金
森林整備地域活動支援交付金
林業振興地方公共団体事業費補助金
林業技術者等育成事業費補助金
林業普及指導事業交付金
森林整備・林業等振興整備交付金
森林整備・林業等振興推進交付金
漁業調整委員会等交付金
沿岸漁業改善資金造成費補助金
水産業改良普及事業交付金
漁村振興対策事業費補助金（「浜の活力再生プラン」策定推進事業に係るものに限る。）
水産多面的機能発揮対策交付金
離島漁業再生支援交付金
水産業強化対策整備交付金
水産業強化対策推進交付金
米穀安定供給活動支援対策費補助金
地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金を除く。）
沖縄振興公共投資交付金
治山事業費補助
農業生産基盤保全管理・整備事業費補助
農地等保全事業費補助
森林環境保全整備事業費補助
水産基盤整備事業費補助
農業・食品産業強化対策推進交付金
農地・水保全管理支払交付金
林業振興整備費補助金
水産業共同利用施設復旧整備費補助金

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号の規定は、平成二十七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第九十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十七年四月十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

別表一補助金等の名称の項中、「原子力発電施設等立地地域特別交付金」を「原子力発電施設等立地地域特別交付金　原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金」に、「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域資源活用ネットワーク構築事業、地域新成長産業群創出事業、先端農業産業化システム実証事業及び地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業に限る。）に係るものに限る。）」を「地域新成長産業群創出促進事業費補助金（地域資源活用ネットワーク構築事業、地域新成長産業群創出事業、先端農業産業化システム